

小平市空き家等対策計画の策定にあたって

小平市長

小林 正則



小平市は、玉川上水の開通に伴い新田開発がなされ、青梅街道に沿って列状に並ぶ農家とその背後に細長い短冊型の畑地と林地のある独特な集落が形成されてきた歴史があり、その後7つの駅周辺を中心に都市化が進み、住宅都市として発展してきました。

近年、全国的な人口減少や高齢化、既存建築物の老朽化、社会ニーズの変化、産業構造の変化などを背景に、空き家等が年々増加し社会問題化しています。

空き家等については、本来その所有者等に適正な管理をする責務があります。空き家等が全て問題というわけではなく、空き家等が適正に管理されないまま放置されてしまうと、防災・防犯・安全・環境・景観等、生活環境に深刻な影響を及ぼす可能性もあり、市としても空き家等問題について総合的に対応していく必要性が高まってきました。

こうしたことから、平成27年5月に全面施行した「空家等対策の推進に関する特別措置法」を契機に、市では庁内関係部署による連携の強化や地域の専門家団体等との空き家等対策に関する協定の締結などにより体制の整備を進め、対策の充実に努めてまいりました。また、平成30年度に識見を有する者や公募市民により構成される「空き家等対策計画検討委員会」を設置して市における空き家等対策の方向性についてご検討いただき、市民意見公募手続であるパブリックコメントを実施することによりお寄せいただいたご意見等を踏まえ、このたび小平市空き家等対策計画を策定する運びとなりました。

本計画は、「空き家化の予防」、「空き家等の適正管理」、「空き家等の利活用」を空き家等対策の基本方針としています。今後とも市民等、事業者、市が連携を図りながら、この基本方針を念頭に対策に取り組んでまいりますので、空き家等の所有者等をはじめ関係のみなさまには、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力いただきました空き家等対策計画検討委員会の委員のみなさまをはじめ、貴重なご意見やご提案をいただきました市民のみなさまに心より深く感謝申し上げます。

平成31年（2019年）3月

目 次

第 1 章 空き家等対策の前提条件の整理	1
(1) 計画策定の背景と目的	1
(2) 計画の位置づけ	1
(3) 計画の対象	2
(4) 計画の対象地区	2
(5) 計画の期間	2
第 2 章 空き家等を取り巻く現状と課題	3
(1) 地勢	3
(2) 人口の現状	4
(3) 住宅の状況	7
(4) 本市における空き家等の状況	9
(5) 本市の実態調査の結果	11
(6) 国及び東京都の取組状況	19
(7) 空き家等対策に係る課題	20
第 3 章 空き家等対策の方針	21
(1) 空き家等対策の基本的な方針	21
(2) 主体別役割	23
(3) 対策を推進するための連携体制	24
第 4 章 空き家等の段階ごとの具体的な対策	25
(1) 「予防」(発生抑制)	25
(2) 「適正管理」	27
(3) 「利活用」	28
第 5 章 計画の進行管理	29
(1) 計画の進行管理	29
(2) 計画見直しの考え方	29
参考資料	31
(1) 空家等対策の推進に関する特別措置法(条文及び概要)	31
(2) 空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針(概要)	37
(3) 小平市空き家等の適正な管理に関する条例	38
(4) 小平市空き家等対策計画検討委員会設置要綱	41
(5) 検討委員会・委員名簿及び委員会の検討経過	43
(6) 庁内検討会議・関係課及び会議の検討経過	44
(7) 計画素案に対する市民意見公募手続の実施状況	44
(8) 小平市空き家等に関する相談窓口の案内に関するリーフレット	45
(9) 東京都空き家ワンストップ相談窓口に関するリーフレット	47
(10) 用語解説	49